○総務省令第四十二号

電 波法 (昭和二十五 年法律第百三十一号)第二十七条の二及び第七十三条第 項の規定に基づき、 電波法

施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月三日

総務大臣 鳩山 邦夫

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法: 施行規則 昭昭 和 二十五年電波監理委員会規則第十四号) の一部を次のように改正 立する。

第十五 条の三第 二号中 (13) を(19) とし、 (6)か ら(12)までを(12) カゴ ら(18)までとし、 (5) \mathcal{O} 次に次のように加える。

- (6)設備 規 則第 匹 + 九 条の 六 の七 に規定する技術基準 \mathcal{O} うち陸上移 動 局 に 係 る ŧ
- (7)設備 規 則 第四 + 九 発の六 0 八に規定する技術基準 のうち陸上 移 動 局 に係り るも \mathcal{O}
- (9)(8)設備 設 備 規 規 別第四· 則第四 十 + 九 九 条の六 条の六の の十に規定する技術基準 九に規定する技術基準のうち陸上移 のうち陸上移 動 動 局 局 に係るも に係るも \mathcal{O}
- (10)設備規則第四 干 九条の六の十一に規定する技術基準 のうち陸上移 動 局に係るも

(11) 設備規則第四十九条の六の十二に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

第四十一条の二の六第一号(3を削る。

附則

この省令は、公布の日から施行する。